

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る事業税の軽減措置の存続
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人事業税:義(地方税 12)
② 上記以外の税目		なし	
3	要望区分等の別		【新設・拡充・ <u>延長</u> 】 【 <u>単独</u> ・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 医療事業の安定性・継続性を高め、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保に資する医療法人制度を支援するため、医療法人を特別法人とし、医療法人の社会保険診療報酬以外の部分に係る所得のうち年 400 万円を超える金額について事業税を軽減する。
《要望の内容》 医療法人の社会保険診療報酬以外の部分に係る所得のうち年 400 万円を超える金額について軽減措置を存続する。			
《関係条項》 地方税法第 72 条の 24 の 7			
5	担当部局		厚生労働省医政局総務課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和 7 年 8 月 分析対象期間: 平成 29 年～令和 12 年度
7	創設年度及び改正経緯		昭和 27 年度創設 毎年要望の結果、存続
8	適用又は延長期間		恒久措置
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 地域における医療提供体制の中核を担う医療法人について、本特例措置を適用することにより、経営基盤の強化に資するよう下支援を行い、もって地域の安定的・継続的な医療提供体制の整備・拡充を図る。
② 政策体系における政策目的の位置付け		基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること	

			施 策 目 標 1－1 地域医療構想の推進等を通じ、新興感染症等への対応も含めた質の高い効率的な医療提供体制を整備するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること
		③ 租税特別措置等により達成しようとする目標	事後評価の実施が見込まれる5年後時点において地域における医療提供体制を維持する。(測定指標は医療法人数の推移による)
		④ 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	地域における医療提供体制が維持される。
10	有効性等	① 適用数	令和 12 年度 19,547 件／年 令和 11 年度 18,542 件／年 令和 10 年度 17,537 件／年 令和9年度 16,533 件／年 令和8年度 15,520 件／年 令和7年度 14,523 件／年 令和6年度 13,519 件／年 令和5年度 12,428 件／年 令和4年度 12,904 件／年 令和3年度 10,994 件／年 令和2年度 6,438 件／年 令和元年度 7,020 件／年 平成 30 年度 6,773 件／年 平成 29 年度 6,904 件／年 【算定根拠】 税務統計から見た法人企業の実態(国税庁)より推計。 ※令和6～12 年度については平成 29～令和5年度から得られた医療法人数に年度を独立変数として FORECAST.LINEAR 関数を用いて推計した医療法人数により推計。
		② 適用額	③減収額参照
			【算定根拠】 ③減収額参照
		③ 減収額	令和 12 年度 税額 8,869 百万円 令和 11 年度 税額 8,313 百万円 令和 10 年度 税額 7,757 百万円

			令和9年度 税額 7,201 百万円 令和8年度 税額 6,645 百万円 令和7年度 税額 6,089 百万円 令和6年度 税額 5,533 百万円 令和5年度 税額 4,463 百万円 令和4年度 税額 5,740 百万円 令和3年度 税額 3,678 百万円 令和2年度 税額 2,612 百万円 令和元年度 税額 2,490 百万円 平成 30 年度 税額 2,057 百万円 平成 29 年度 税額 2,125 百万円																																				
			【算定根拠】 地方税法に基づく適用実態調査結果 ※令和3～5年度は第 217 回国会提出 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書より。 ※令和2年度は第 213 回国会提出 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書より。 ※令和元年度は第 211 回国会提出 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書より。 ※平成 30 年度は第 208 回国会提出 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書より。 ※平成 29 年度は第 201 回国会提出 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書より。 ※令和6～12 年度については平成 29～令和5年度の数値に年度を独立変数として FORECAST.LINEAR 関数を用いて推計。																																				
	④ 効果		《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 地域における医療提供体制が維持されている。 <table><tr><td></td><td>H29</td><td>H30</td><td>R 1</td><td>R 2</td><td>R 3</td></tr><tr><td>開設者が 医療法人の 医療機関数</td><td>61,564</td><td>62,913</td><td>64,075</td><td>65,067</td><td>66,364</td></tr><tr><td></td><td>R 4</td><td>R 5</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>開設者が 医療法人の 医療機関</td><td>67,866</td><td>69,052</td><td colspan="3"></td></tr></table> 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 平成 30～令和5年 医療施設調査参照(各年 10 月 1 日現在) 《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 本措置の適用により、平成 29 年以降、医療法人数は増加で推移しており、地域における医療提供体制が維持されている。 <table><tr><td></td><td>H29</td><td>H30</td><td>R 1</td><td>R 2</td><td>R 3</td></tr><tr><td>開設者が</td><td>61,564</td><td>62,913</td><td>64,075</td><td>65,067</td><td>66,364</td></tr></table>		H29	H30	R 1	R 2	R 3	開設者が 医療法人の 医療機関数	61,564	62,913	64,075	65,067	66,364		R 4	R 5				開設者が 医療法人の 医療機関	67,866	69,052					H29	H30	R 1	R 2	R 3	開設者が	61,564	62,913	64,075	65,067	66,364
	H29	H30	R 1	R 2	R 3																																		
開設者が 医療法人の 医療機関数	61,564	62,913	64,075	65,067	66,364																																		
	R 4	R 5																																					
開設者が 医療法人の 医療機関	67,866	69,052																																					
	H29	H30	R 1	R 2	R 3																																		
開設者が	61,564	62,913	64,075	65,067	66,364																																		

			医療法人の 医療機関数					
				R 4	R 5	R6	R7	R8
			開設者が 医療法人の 医療機関	67,866 R9	69,052 R 10	70,223 R 11	71,461 R 12	72,699
			開設者が 医療法人の 医療機関	73,936	75,174	76,412	77,650	
			【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 平成 30～令和5年 医療施設調査参照(各年 10 月 1 日現在) ※令和6～12 年は平成 29～令和5年の数値に年度を独立変数として FORECAST.LINEAR 関数を用いて推計。 《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 —					
11	相当性	⑤: 税収減を是 認する理由 等	医業は労働集約型で他の法人に比べて人件費の負担が重くならざるを得ないという経営上の制約の中、地域における良質かつ適切な医療提供体制を確保していくためには、医療法人の社会保険診療報酬以外の部分について、本措置による経営の下支えが有効である。なお、平成 29 年度以降、一定数の医療法人数が維持されており、地域における良質かつ適切な医療提供体制の維持に資するものとなっている。					
		①: 租税特別措 置等による べき妥当性 等	医療提供体制の中核を担う医療法人が、医療を取り巻く環境の変化に適切に対応しつつ、全ての国民がいつでもどこでも必要な医療を安心して受けられるよう地域の医療提供体制を整備・拡充していくためには、医療従事者が萎縮することなく安定した経営ができるよう、他の営利法人とは異なる医療法人への、補助金等と比べてより広範に制度を利用する機会を与えることが可能となる本措置による経営の下支えが必要である。					
		②: 他の支援措 置や義務付 け等との役 割分担	「社会保険診療報酬に係る非課税措置」では、社会保険診療報酬という低廉な公定価格により、必要なときに迅速に必要な医療を受けられるフリーアクセスの考え方のもとで国民に必要な医療を提供している医療機関の下支えをすることで、地域の医療提供体制の整備・拡充を図っている。 なお、同様の政策目的に係る租税特別措置等以外の他の支援措置や義務付け等は存在しない。					
		③: 地方公共団 体が協力す る相当性	—					

12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後 評価の実施時期	令和6年8月(厚労 06)

<所得区分別の医療法人数>※各年度の適用件数試算のバックデータ

所得区分		100万円以下	100万円超	200万円超	300万円超	500万円超	1,000万円超	2,000万円超	5,000万円超	1億円超	2億円超	5億円超	10億円超	計
年														
H29	2017	2,404	1,840	1,675	2,869	5,531	5,446	4,668	1,663	801	420	100	30	27,447
H30	2018	2,312	1,800	1,559	2,932	5,448	5,225	4,624	1,543	819	435	101	22	26,820
R1	2019	2,250	1,807	1,597	2,851	5,377	5,491	4,812	1,628	834	426	94	28	27,195
R2	2020	1,924	1,577	1,400	2,426	4,413	4,511	4,137	1,563	833	461	105	28	23,378
R3	2021	1,504	1,408	1,283	2,304	5,128	6,206	6,506	2,463	1,109	662	178	76	28,827
R4	2022	1,604	1,346	1,270	2,441	5,130	6,632	7,524	3,022	1,351	729	190	88	31,327
R5	2023	1,697	1,410	1,393	2,481	5,235	6,552	7,496	2,961	1,195	601	133	42	31,196
R6	2024	1,345	1,227	1,206	2,230	4,927	6,701	7,964	3,219	1,352	729	180	76	31,155
R7	2025	1,192	1,135	1,144	2,134	4,864	6,946	8,534	3,493	1,442	778	193	83	31,937
R8	2026	1,039	1,042	1,081	2,038	4,800	7,191	9,105	3,768	1,532	826	206	91	32,718
R9	2027	886	949	1,019	1,942	4,737	7,435	9,676	4,042	1,622	875	219	99	33,500
R10	2028	733	856	957	1,845	4,674	7,680	10,246	4,317	1,712	924	232	107	34,282
R11	2029	580	764	895	1,749	4,610	7,924	10,817	4,591	1,802	973	245	114	35,064
R12	2030	427	671	833	1,653	4,547	8,169	11,387	4,866	1,892	1,022	258	122	35,846

H29～R5の「税務統計から見た法人企業の実態・第9表」(国税庁)から得られた医療法人数に年度を独立変数としてFORECAST.LINEAR関数を使用してR6～R12の医療法人数を推計

<減収額試算> (単位:百万円)

		報告書の適用税額
H29	2017	2,125
H30	2018	2,057
R1	2019	2,490
R2	2020	2,612
R3	2021	3,678
R4	2022	5,740
R5	2023	4,463
R6	2024	5,533
R7	2025	6,089
R8	2026	6,645
R9	2027	7,201
R10	2028	7,757
R11	2029	8,313
R12	2030	8,869

H30 ～R6の「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)(H29は201回、H30は208回、R1は211回提出分、R2は213回提出分、R3～R5は217回)から得られた減収額に各年度シートで算出した見込減収額を独立変数としてFORECAST.LINEAR関数を使用してR6からR12の減収額を推計

<医療法人数の推移(事前評価書用)>

		医療法人数	病院	一般診療所	歯科診療所
H29	2017	61,564	5,766	41,927	13,871
H30	2018	62,913	5,764	42,822	14,327
R1	2019	64,075	5,720	43,593	14,762
R2	2020	65,067	5,687	44,219	15,161
R3	2021	66,364	5,681	45,048	15,635
R4	2022	67,866	5,658	45,967	16,241
R5	2023	69,052	5,658	46,717	16,677
R6	2024	70,223	5,623	47,487	17,113
R7	2025	71,461	5,602	48,277	17,582
R8	2026	72,699	5,582	49,067	18,050
R9	2027	73,936	5,561	49,856	18,519
R10	2028	75,174	5,541	50,646	18,987
R11	2029	76,412	5,520	51,436	19,456
R12	2030	77,650	5,500	52,226	19,925

H29～R5の医療施設調査(厚生労働省)から得られた医療法人数を独立変数としてFORECAST.LINEAR関数を使用してR6～R12の医療法人数を推計

＜医療法人の医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合について＞

		医療法人 (加重平均)	病院				一般診療所				歯科診療所			
		保険診療収入 以外の収入率 ④の合計	医療収入(年間) ①	社会保険診療 報酬(年間)②	社会保険診療 収入率(年間) ③＝②／①	保険診療収入 以外の収入率 ④＝100-③	医療収入(年 間)①	社会保険診療 報酬(年間)②	社会保険診療 収入率(年間) ③＝②／①	保険診療収入 以外の収入率 ④＝100-③	医療収入(年 間)①	社会保険診療 報酬(年間)②	社会保険診療 収入率(年間) ③＝②／①	保険診療収入 以外の収入率 ④＝100-③
H29	2017	16.1%	1,672,973	1,573,513	94.1%	5.9%	174,397	147,096	84.3%	15.7%	95,572	75,114	78.6%	21.4%
H30	2018	16.5%	1,690,595	1,590,399	94.1%	5.9%	174,145	146,049	83.9%	16.1%	97,834	76,518	78.2%	21.8%
R1	2019	15.9%	1,738,758	1,628,759	93.7%	6.3%	166,937	143,690	86.1%	13.9%	104,315	77,633	74.4%	25.6%
R2	2020	17.0%	1,711,453	1,605,013	93.8%	6.2%	161,170	136,960	85.0%	15.0%	104,997	76,849	73.2%	26.8%
R3	2021	20.3%	1,741,372	1,607,136	92.3%	7.7%	186,266	150,778	80.9%	19.1%	109,411	78,227	71.5%	28.5%
R4	2022	20.5%	1,763,951	1,631,352	92.5%	7.5%	193,275	156,304	80.9%	19.1%	111,352	79,011	71.0%	29.0%
R5	2023	21.3%	1,777,842	1,637,595	92.1%	7.9%	188,530	152,163	80.7%	19.3%	115,345	79,608	69.0%	31.4%
R6	2024	22.3%	1,794,411	1,646,614	91.8%	8.3%	192,101	153,691	80.0%	20.0%	118,611	80,289	67.7%	33.1%
R7	2025	23.2%	1,810,980	1,655,633	91.4%	8.7%	195,672	155,220	79.3%	20.7%	121,877	80,970	66.4%	34.8%
R8	2026	24.1%	1,827,549	1,664,652	91.1%	9.1%	199,243	156,748	78.7%	21.3%	125,143	81,651	65.2%	36.5%
R9	2027	25.1%	1,844,118	1,673,671	90.8%	9.4%	202,814	158,276	78.0%	22.0%	128,409	82,331	64.1%	38.2%
R10	2028	26.0%	1,860,687	1,682,690	90.4%	9.8%	206,385	159,805	77.4%	22.6%	131,675	83,012	63.0%	39.9%
R11	2029	26.9%	1,877,256	1,691,708	90.1%	10.2%	209,956	161,333	76.8%	23.2%	134,941	83,693	62.0%	41.6%
R12	2030	27.8%	1,893,825	1,700,727	89.8%	10.6%	213,527	162,862	76.3%	23.7%	138,207	84,374	61.0%	43.3%

H30～R5医療経済実態調査(医療機関等調査)報告J(厚生労働省)から推計

＜対象所得区分・適用医療法人数(事前評価書用)＞ (万円) (数)

社会保険診療報酬以 外		400万円超800万円以下			利益を計上し ている全医療 法人	400万円超軽 減税率適用法 人
年度		所得区分			適用法人数	
H29	2017	2,500	～	5,000	27447	6904
H30	2018	2,500	～	5,000	26820	6773
R1	2019	2,500	～	5,000	27195	7020
R2	2020	2,500	～	5,000	23378	6438
R3	2021	2,000	～	4,000	28827	10994
R4	2022	2,000	～	4,000	31327	12904
R5	2023	2,000	～	4,000	31196	12426
R6	2024	2,000	～	4,000	31155	13519
R7	2025	2,000	～	4,000	31937	14523
R8	2026	2,000	～	4,000	32718	15528
R9	2027	2,000	～	4,000	33500	16533
R10	2028	2,000	～	4,000	34282	17537
R11	2029	2,000	～	4,000	35064	18542
R12	2030	2,000	～	4,000	35846	19547

注1: 社会保険診療報酬以外の所得を400万円、800万円で区切った場合に相当する所得金額の推計。(400万÷16.5%≒2,500万円、800万÷16.5%≒5,000万円)

注2: 400万円超軽減税率適用法人数は、利益計上している全医療法人数から社会保険診療報酬以外の所得が400万未満の医療法人数(所得区分「2,500」又は「2,000」未満の医療法人)を引いた数